

現場代理人及び技術者変更の取扱いについて

令和8年3月

建設工事等競争入札参加者 各位

岩見沢市総務部契約検査管理課

本市が発注する建設工事に関して建設業法（昭和24年法律第100号）第26条並びに岩見沢市建設工事標準契約約款第10条に規定する現場代理人及び技術者変更の取扱いについては、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」を踏まえ、事務手続き等について、下記のとおり取り扱うものとする。

なお、「配置予定技術者調書の取扱いについて」（平成22年5月26日制定）は廃止する。

記

1. 取扱内容

別紙「現場代理人及び技術者変更の取扱いについて」のとおり

2. 実施期日

令和8年4月1日以降に公告・指名通知・見積通知を行う案件から適用する

3. 変更の概要

- ①現場代理人等の変更理由については、死亡、病気（傷病）、退職、被災、出産、育児、介護、工場から工事現場に移行、受注者の責によらない場合とする。
- ②現場代理人等の復帰については、交代後に変更理由が解消された場合に変更前の現場にのみ復帰することができる。ただし、復帰に必要な提出書類を確認、協議等を行い認められた場合とする。
- ③建設工事に係る設計、測量及び地質調査業務等の業務委託について準用する。
- ④措置要件等について、本取扱いに違反した場合は、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準に基づいて措置を行うことができるものとする。

現場代理人及び技術者変更の取扱いについて

本市が発注する建設工事に関して建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条並びに岩見沢市建設工事標準契約約款第 10 条に規定する現場代理人及び技術者変更の取扱いについては、国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」を踏まえ、事務手続き等について、下記のとおり取り扱うものとする。

なお、「配置予定技術者調書の取扱いについて」（平成 22 年 5 月 26 日制定）は廃止する。

記

I 現場代理人等指定通知

1 現場代理人等指定通知書の作成

工事受注者は、工事着手日までに、「現場代理人等指定通知書」により発注者に、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者（以下「現場代理人等」という。）を通知するものとする。

2 現場代理人等の途中交代について

- (1) 施工管理をつかさどっている現場代理人等の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工の確保、入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限度とする。
- (2) 受注者は現場代理人等の変更を希望する場合は、「現場代理人等変更通知書」及びその他必要な書類を発注者に提出するものとする。
- (3) 発注者は、「現場代理人等変更通知書」に基づき、現場代理人等を変更する必要があると判断した場合は、当該変更を認めるものとする。この場合、現場代理人等の基本的条件は、入札前に明示された範囲で、同等以上の技術力を有する者との交替を基本とする。
- (4) 発注者は、「現場代理人等変更通知書」の内容において、変更の可否を判断

しがたい場合は協議等を行うものとする。

- (5) 途中交替の時期については、極力工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置すること等の措置を講じなければならない。

3 現場代理人等の変更理由について

(1) 死亡

受注者から当該現場代理人等本人が「死亡した」旨の通知があった場合

(2) 病気（傷病）

受注者から当該現場代理人等本人が「病気（傷病）のため」、職務を遂行できない旨の通知があった場合。ただし、この場合において、当該現場代理人等の症状が確認できる診断書の提出を求めるものとし、明らかに職務が遂行できないと判断した場合に限る。

(3) 退職

受注者から当該現場代理人等本人が「退職した」旨の通知があった場合。ただし、この場合において、当該者の退職を確認できる書類の提出を求めるものとする。

(4) 被災、出産、育児、介護

受注者から当該現場代理人等本人が「被災」や「出産」や「育児」や「介護」により職務を遂行できない旨の通知があった場合。ただし、この場合においては、医師による診断書や証なる書類の提出は必要ないものとする。

(5) 工場製作を含む工事の場合

工場製作（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機計装等）から現場施工に移行する際に現場代理人等を交替できるものとする。ただし、工場製作期間から現場施工期間へ移行する時点において、工事打合せ簿等の書面により移行時期を明確にし、工事の継続性、品質確保等に支障が無いと認められる場合とする。

(6) 受注者の責によらない場合

契約事項の変更に伴う場合に、工事現場の移行や工程上変更が合理的である場合とする。

(7) その他市長が特に必要と認めた場合

4 現場代理人等の復帰について

(1) 現場代理人等の途中交代後に変更理由が解消された場合は、変更前の現場のみ復帰することができる。

(2) 復帰する場合は、「現場代理人等変更通知書」その他必要な書類を発注者に提出するものとする。なお、必要な書類とは次の各号に掲げるものとする。

イ) I 3 (2)においては、治癒証明書等

ロ) I 3 (3)においては、再雇用が確認できる書類、ただし、主任技術者、監理技術者、専門技術者の場合は再雇用後3か月を経過していること。

ハ) I 3 (4) (6)においては、発注者と受注者の協議により決められた書類

(3) 発注者は、前号の提出書類を受け、当該案件に支障をきたすと認めた場合や変更理由について再発が見込まれると判断した場合は、復帰を認めないものとする。

(4) 発注者は、復帰するための提出書類の内容において、復帰の可否を判断しがたい場合は協議等を行うものとする。

II 配置予定技術者調書

1 配置予定技術者調書の作成について

本市が建設工事を制限付一般競争入札で発注する場合、入札参加者に配置予定技術者調書（以下「調書」という。）の作成を求めるものとする。調書は、契約締結後に I の現場代理人等指定通知書が提出されるまで有効とする。

2 制限付一般競争（事前審査）時の調書作成方法等

(1) 調書には、区分（現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者の区分をいう。以下同じ。）ごとに複数の候補者を記載することができるものとする。

(2) 共同企業体における調書の作成は、構成員ごとに一葉とする。

3 制限付一般競争入札（事前審査）時の配置予定技術者の変更等

(1) 申請日から開札日までの間に I-3 に掲げる事由により、申請時に予定していた技術者等を配置することができないときは、入札参加者が開札日の前日までに申請し、本市が承認することにより、配置予定技術者を変更することができるものとする。

(2) 入札参加者が前号の事由により入札を希望しないときは、入札書の提出に至るまではいつでも入札を辞退することができるものとする。

4 制限付一般競争入札（事後審査）の調書作成方法等

(1) 配置予定技術者調書には区分ごとに 1 名を記載するものとし、複数の技術者等を候補者とすることはできないものとする。

(2) 本工事の公告日において、配置予定技術者が他に施工中の工事の配置技術者である場合における取扱いは、次のとおりとする。

ア 専任の技術者（主任技術者又は監理技術者）の場合

配置予定技術者調書の提出日までに当該他の工事の完了検査が終了していること。

イ 現場代理人の場合（アを兼ねているときを除く。）

配置予定技術者調書の提出日までに当該他の工事の完成通知書が受理されていること。

5 制限付一般競争入札（事後審査）時の配置予定技術者の変更等

配置予定技術者調書の提出日から本工事の着手日までの間に I-3 に掲げる事

由により、予定していた技術者等を配置することができないときは着手日の前日までに申請し、本市が承認することにより、配置予定技術者を変更することができるものとする。なお、着手以降の変更については、I-2の手続きによる。

III 措置要件等について

発注者は、受注者において本取扱いに反する行為があったと認められた場合は、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第10項（不正又は不誠実な行為）に基づき、入札の参加及び指名の停止を行うことができる。

IV 業務委託の準用について

本取扱いは、建設工事に係る設計、測量及び地質調査業務等の業務委託について準用するものとする。

V その他

この取扱いに定めのない事項は、市長が別に定める。

VI 実施期日

令和8年4月1日以降に公告・指名通知・見積通知を行う案件から適用する。

現場代理人等変更通知書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

受注者

所在地

商号又は名称

職氏名

㊞

工事番号 第 _____ 号

工事名 _____

令和 年 月 日付けで通知した上記工事の（現場代理人・主任技術者・監理技術者・専門技術者）を下記のとおり変更するので、別紙経歴書を添え、工事請負契約書第10条に基づき通知します。

記

現場代理人等変更年月日	令和 年 月 日
変更する現場代理人等区分	
旧現場代理人等氏名	
新現場代理人等氏名	
備考	
変更理由	

- 注) 1 「区分」欄は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者の別を記載し、かつ、専門技術者の場合は、工事種別を（ ）書きすること。
- 2 主任技術者等の資格内容及び専任、兼任の別を「備考」欄に記載すること。
- 3 資格者証の写しを添付すること。
- 4 監理技術者の資格内容を「備考」欄に記載すること。

() 変更通知書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

受託者

所在地

商号又は名称

職氏名

㊟

業務番号 第 _____ 号

業務名 _____

上記業務の（主任技術者・照査技術者）を下記のとおり変更するので、契約書第 条第 項の規定に基づき通知します。

記

新任者	
資格	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
旧任者	
変更理由	

- 注) 1 () には、該当する技術者等の名称を記載すること。
2 「契約書第 条第 項」には、該当する条項を記載すること。
3 受任者が設計共同体の場合には、新任者の氏名の後に所属する会社名を記載すること。
4 岩見沢市業務委託契約書第8条第1項又は第9条第1項に基づき主任技術者又は照査技術者を変更する場合は、当該技術者の実務経験等について経歴書を貼付すること。